○財務省令第十四号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条第一項第六号の規定に基づき、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「課税事業年度が」の下に「法第十九条第二項の内国法人の」を、「属する課税事業年度」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加える。

附　則

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則第五条第一項第四号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度で当該課税事業年度の所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過課税事業年度」という。）を含む。）の地方法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度（経過課税事業年度を除く。）の地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第十五号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十六号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の九第二項、第二十一条の十二第二項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第一項第三号ロ及び第二項第二号ロ並びに第二十七条第一項、第二項及び第四項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「共済水産業共同組合連合会」を「共済水産業協同組合連合会」に改める。

第一条の六第二項第三号中「第九百七条第三項（遺産の分割の協議又は審判等）若しくは第九百八条」を「第九百八条第一項若しくは第四項」に改める。

第十条第一項第一号中「同条第一項」を「個人番号（個人番号を有しない者又は施行令第五条第一項後段若しくは第四項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所又は居所）並びに法第二十一条の九第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十八条第一項の規定による申告書を提出しない場合には、その旨

第十条第二項第三号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者又は施行令第五条の六第一項後段の規定若しくは同条第四項において準用する施行令第五条第四項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による申告書を提出しない場合には、その旨

第十二条第一号中「及び」を「、法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除する金額（第十三条第一項第七号及び第十七条第一項第一号において「相続時精算課税に係る基礎控除額」という。）及び」に改める。

第十三条第一項第六号中「贈与により取得した財産」を「加算対象贈与財産（当該加算対象贈与財産のうち同項の相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産の価額の合計額から同項の規定により百万円を控除した残額がない場合には、当該財産を除く。）」に改め、同項第七号中「財産に」を「財産（当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格から法第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額がない場合には、当該財産を除く。）に」に改め、「課税価格」の下に「、相続時精算課税に係る基礎控除額」を加える。

第十七条第一項第一号中「特定贈与者ごとの課税価格」の下に「、相続時精算課税に係る基礎控除額」を加え、同条第二項中「の規定により」を「において」に改める。

第二十九条第一項第二号中「当該相続に係る被相続人」を「法第四十九条第一項に規定する被相続人（以下この条において「被相続人」という。）」に改め、同項第三号中「当該請求」を「法第四十九条第一項の請求」に、「及び当該」を「及び」に改め、同項第四号及び同条第二項第一号中「法第四十九条第一項に規定する」を削り、同条第四項各号中「第一項第四号の」を削り、同条第五項第一号中「第一項第四号の」を削り、「法第四十九条第一項に規定する」を「当該被相続人から」に改め、同項第二号中「第一項第四号の」を削り、同条第六項中「前項に掲げる」を「前項各号に定める」に改め、同条第七項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第三十条第九項中「第十四項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同条第十項第二号中「第十五項」を「第十四項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第三十条第四項に」を「第三十条第三項に」に改め、同項第一号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改め、「法人番号」の下に「（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に、「同条第五項又は第六項」を「同条第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則第七項第三号中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定、第一条の六第二項第三号の改正規定、第二十九条の改正規定及び第三十条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。